

2023 Disclosure

—医師の多彩なライフスタイルを応援します—

医師信組の現況

石川県医師信用組合

写真提供: 金沢市



組合員の皆様方には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り心からお礼申し上げます。
このたび、当組合の現況(令和4年度第59期)をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料としてご高覧賜りたいと存じます。

石川県医師信用組合は、設立以来、医療業界における相互扶助の精神に基づき、組合員各位をはじめ石川県医師会様、各都府市医師会様および関係諸団体様のお役に立つ金融機関を目指しております。

今後とも、組合員皆様の信頼に応えるべく充実した金融サービスを提供できますよう、法令遵守を第一に、経営の健全性の確保及び強固な経営基盤の確立に努めてまいります。

組合員の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月 石川県医師信用組合 理事長 安田 健二

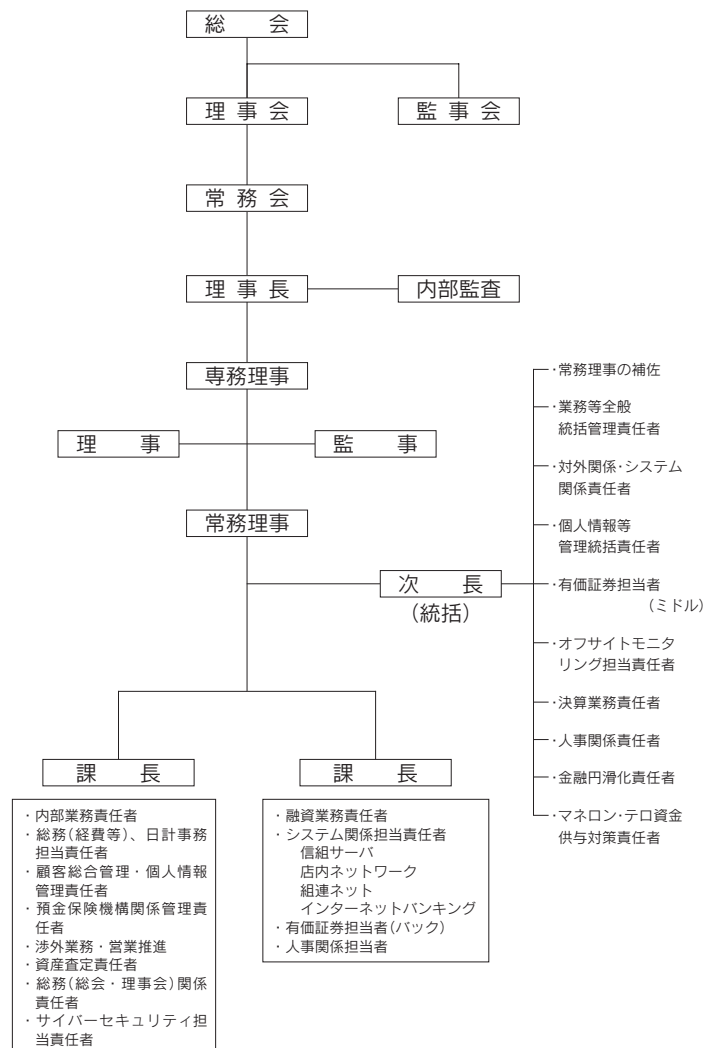
概 況 ・ 組 織

組合のあゆみ(沿革)

- 昭和39年7月 石川県医師信用組合設立
- 昭和39年8月 診療報酬控除等の業務展開を開始
- 昭和45年11月 振込業務(為替業務の一部)を開始
- 昭和49年7月 創立10周年を迎える
- 平成6年7月 創立30周年を迎える
- 平成7年10月 金沢手形交換所加盟
- 平成7年11月 内国為替制度加盟(全信組連経由でテレ為替取扱開始)
- 平成8年8月 ディスクロージャー誌 第一号発行
- 平成9年5月 預金高100億円達成
- 平成11年4月 「西暦2000年問題対応」及び業務のレベルアップのためのコンピュータ入替え完了
- 平成12年7月 北陸財務局による金融検査を受検
- 平成12年10月 全国医師信用組合連絡協議会総会(金沢市開催 当番組合)
- 平成15年3月 北陸財務局による金融検査を受検
- 平成15年10月 信組システム共同センター(SKC)に加盟
- 平成15年11月 「石川県医師会・日赤共同ビル」に新築移転(金沢市鞍月東)
- 平成16年7月 創立40周年を迎える
- 平成18年1月 北陸財務局による金融検査を受検
- 平成18年11月 預金保険機構による検査を受検
- 平成19年4月 「災害復興支援融資」(能登半島地震)の取扱
- 平成20年4月 「ドクターサポートローン」(事業性ローン)
「ドクターフリーローン」(非事業性ローン)の取扱開始
- 平成20年7月 「災害復興支援融資」(浅野川豪雨)の取扱
「災害復興支援融資」の制度融資化
- 平成20年12月 北陸財務局による金融検査を受検
- 平成21年2月 「マイカーローン」の取扱開始
- 平成21年4月 「新規開業ローン」の取扱開始
- 平成21年8月 「事業継承ローン」の取扱開始
- 平成21年9月 「事業ステップアップローン」の取扱開始
「一般融資(変動金利・年2回見直し)」の取扱開始
- 平成22年9月 「教育ローン」の取扱開始
- 平成23年1月 「メディカルローン」の取扱開始
北陸財務局による金融検査(金融円滑化)を受検
- 平成23年11月 第6次全銀システム開始
- 平成24年8月 「オートローン」の取扱開始
- 平成25年3月 北陸財務局による金融検査を受検(経営管理・信用リスク・市場リスク)
- 平成26年2月 「経営者保証に関するガイドライン」への態勢整備実施
- 平成26年7月 創立50周年を迎える
- 平成26年11月 「借換え専用ローン」、「住宅ローン」の取扱開始
- 平成27年5月 第6次オンラインシステム稼働開始
- 平成27年5月 「医師応援ファンド」の取扱開始
- 平成28年6月 「リフォームローン」の取扱開始
- 平成28年10月 「オートローン」医師協同組合とのタイアップ商品取扱開始
- 平成29年5月 総預金300億円突破
- 平成29年6月 住宅ローン固定金利(5年・10年)の取扱開始
- 平成30年1月 貸出金50億円突破
- 平成30年4月 三井住友信託銀行と信託代理店契約を締結
- 平成30年6月 しんくみローンリサーチ(WEB対応)取扱開始

- 平成31年4月 住宅ローン(8大疾病)の取扱開始
- 令和元年7月 北陸財務局による金融検査を受検
- 令和元年10月 全国医師信用組合連絡協議会総会(金沢市開催 当番組合)
(台風19号の影響を考慮し中止)
- 令和2年3月 緊急経営安定資金支援融資(新型コロナ)の取扱開始
- 令和2年12月 「2020年度」分野横断的演習参加
- 令和3年10月 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習参加
- 令和3年12月 「2021年度」分野横断的演習参加
- 令和4年2月 金沢中央信用組合と「業務継続のための相互協力協定書」締結
- 令和4年9月 預金保険機構による検査を受検
- 令和4年12月 「2022年度」分野横断的演習参加

事業の組織



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)		(令和5年6月17日現在)
---------------------	--	---------------

理事長	安田 健二(＊)	理事	森下 肇(＊)
専務理事	洞庭 賢一(＊)	理事	松葉 明(＊)
常務理事	前田 晴彦(＊)	理事	吉光 康平(＊)
理事	橋本 英樹(＊)	理事	平場 吉治(＊)
理事	牛村 繁(＊)	理事	佐原 まゆみ(＊)
理事	羽柴 厚(＊)	理事	宮下 隆司(＊)
理事	鍛冶 恭介(＊)	監事	木下 弘治(＊)
理事	宮内 修(＊)	監事	的場 宗敏(＊)
理事	村井 裕(＊)	監事	田中 良則(＊)
理事	北村 学(＊)	監事	沖野 惣一(＊)

注) 当組合は、職員出身者以外の理事(＊印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

事業方針

■ 基本理念・・・地域医療の発展に貢献いたします

当組合は、医業域の協同組織金融機関として、医業間の協調精神、相互扶助の精神に基づき、金融面から医業経営の安定、発展のお手伝いをするとともに、「地域医療」の発展に寄与することを基本理念としています。

■ 経営方針・・・健全経営に徹します

基本理念に基づき業域信用組合としての社会的使命を果たすべく、経営の健全性確保に努め、経営基盤の強化を図り、組合員の事業発展に貢献いたします。

《当組合の経営姿勢と考え方》

○ 経営の健全性の確保

経営には、安全性、収益性、効率性の確保が求められています。自己責任原則による経営をすすめ、経営のディスクローズを通じて当組合の経営について組合員の理解を深めると共に「コンプライアンス」と「リスク管理態勢」及び「内部管理態勢」の強化を図ります。

○ 経営体質の強化

安定的な収益の確保によって経営体質の強化に努めてまいります。

○ 医業経営へのお手伝い

当組合は石川県下の医業界を背景とした業域信用組合であります。従って、医業経営のためのお手伝いを積極的に行なうことにより、充実した金融サービスを提供しながら医業経営を側面から支援し、「地域医療」の発展に貢献いたします。

令和4年度 経営環境・事業概況

《金融経済環境》

2023年は米国の実質GDP成長率が0.8%と予想されるなど、世界経済は低成長となる見通しです。年前半は、物価高と金融引き締めの影響により米国経済が減速、欧州は年を通して景気が悪化すると予想されます。加えて、中国経済は不動産問題とゼロコロナ政策の影響が残るとみています。

国内経済は成長率こそ鈍化するものの、ウィズコロナの生活様式が広がり、景気への悪影響は限定的とみています。

こうした中、植田日銀新総裁は4月10日の就任会見において、「長期化した大規模金融緩和の副作用に配慮しつつも、物価上昇率2%を目標に現行の金融緩和策を継続する」と発言されました。また、初開催となった4月27日から28日の金融政策決定会合においても、現行の緩和政策の維持を決定しました。今後も継続して政策修正の議論が行われるとみられるが、年後半にかけて米国国債金利の一段の低下も見込まれ、YCCを撤廃・修正したとしても、日本国債金利の上昇圧力が顕在化する可能性は少ないと思われ、今年度の日本国債金利は大幅には上昇しないと考えています。

《業績》

預金は期末残高で401億12百万円、前期比20億18百万円の増加、5.29%の伸率となりました。日銀の金利政策継続の中、金利の有利性から当組合への預入れが増加し、順調に推移致しました。一方、貸出金は新規開業ローン(前期比289百万円増加)の増加や当組合の主力商品であるオートローンの取扱いもコロナ前の水準まで回復したこともあり、期末残高

で78億75百万円、前期比2億14百万円の増加、2.79%の伸率となりました。

令和4年度決算は、収益面において資金運用収益は、相変わらず市場金利低迷による有価証券の運用難が続き、有価証券利息配当金は前期比較で微減、預け金利息は日本銀行借用金返済により預け金残高が減少し前期比較で減少となりましたが、貸出金増加による貸出金利息、その他の受入利息(主に日本銀行による地域金融強化のための特別当座預金制度による付利相当額)の増加により前期比較で増加しました。また、その他業務収益(主に団体生命保険取扱いによる配当金増加)においても前期比較で増加し、経常収益では前期比較で5百万円増加しました。

一方、費用面では資金調達費用で、預金利息が預金残高増加に伴い前期比較で増加、借入金利息は日本銀行「新型コロナ対応特別資金供給」にかかる借用金残高減少により借入金利息(△0.1%を乗じた利息)が減少し、前期比較で増加しました。また、役務取引等費用(主に団体生命保険取扱いによる保険料増加)においても前期比較で増加しました。経費は、嘱託職員1名退職、コロナウイルスによる行動制限、預金保険料の減少等、全体において前期比較で減少しましたが、経常費用では前期比較で1百万円の増加となりました。

よって経常利益1億35百万円、当期純利益は98百万円と、増収増益の決算となりました。

当組合の顧客保護への取組

■ 顧客保護等管理方針

1. お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下「商品等」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客さまへのご説明について

- 当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。
- お客さまに対する経営相談・経営指導及び経営改善等について、金融円滑化の観点より、適切な説明・対応に努めます。

3. お客さまからのご相談・苦情等の対処について

- 当組合は、お客さまからのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。
- お客さまからの返済条件変更等負担の軽減に関する申込み・相談に対しては、迅速かつ誠実な対応に努めます。

4. お客さまの情報管理について

- 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
- 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取扱いやお客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

■ 勧誘方針

当組合は、金融商品の販売等にあたって、各種法令・規則等を遵守すると共に、次の各事項に基づき、適切な勧誘を行います。

- お客さまの知識・ご経験等を考慮のうえ、お客さまの自主的な判断のために必要となる適切な情報提供を行います。
- お客さまに対して、商品内容やリスクなど重要な事項に関する説明を行い十分理解していただくよう努めます。
- 良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって迷惑となる方法や不都合な時間帯での勧誘を行いません。
- 誠実・公正な勧誘に努め、事実ではない情報を提供するなど、お客さ

- まの誤解を招くような勧誘を行いません。
5. 役職員に対する研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われる様、内部管理体制の強化に努めます。
6. 相談・苦情等受付窓口を設置し、お客さまからのご相談・苦情・ご要望および照会等に対し、親切を旨として誠実に対応いたします。

■反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 外部専門機関との連携
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 取引の未然防止を含めた関係の遮断
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 有事における民事と刑事の法的対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

■組合員各位の要望・意見を把握するための取組

- 当組合では、組合員の皆様のさまざまなご意見・ご要望を把握し、商品開発・サービスの質向上に繋げていくための仕組みづくりを進めています。
1. 「お客様相談窓口」を設置しております。お客様からの苦情・ご相談窓口としてご利用いただいております。
 2. 「金融円滑化相談窓口」を設置しております。お客様への継続支援を目的とした相談窓口としてご利用いただいております。
 3. 「お客様ご利用アンケート」を毎年実施しております。「お客様の声」として全役職員に周知し、更なる改善を進めております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として職務手当・功労金・勤務手当等を「役員退職規程」で定めております。

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	16,869	17,000
監事	912	1,000
合計	17,781	18,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事は19名、監事は6名です。

注3. 上記以外の支払いとして、役員退職慰労金(理事1,170千円、監事1,010千円)があります。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 退任・退職者を含めて対象職員等の該当者を判定しております。

注2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

組合員の推移

(単位：人)

区分	令和3年度末	令和4年度末
個人	1,247	1,237
法人	340	343
合計	1,587	1,580

第59期通常総会について

■決議事項

第1号議案 第59期(令和4年度)事業報告書による事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分(案)の承認の件
本件は原案どおり承認可決されました。

第2号議案 第60期(令和5年度)事業計画及び収支計画承認の件
本件は原案どおり承認可決されました。

經理・經營內容

貸借対照表

(単位：千円)

[illegible]

科 目				金	額
(負債の部)				令和 3 年度	令和 4 年度
預 金	積 金			38,094,054	40,112,547
当座預金				—	—
普通預金				16,821,691	18,059,026
貯蓄預金				—	—
通知預金				—	—
定期預金				20,096,855	21,028,425
定 期 積 金				1,158,147	1,006,259
そ の 他 の 預 金				17,360	18,837
譲 渡 性 預 金				—	—
借 入 金				5,100,000	1,300,000
借 入 金				5,100,000	1,300,000
借 入 金				—	—
再 割 引 手 形				—	—
売 渡 手 形				—	—
コ ー ル マ ネ ー				—	—
売 現 先 勘 定				—	—
債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金				—	—
コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー				—	—
外 国 為 替				—	—
外 国 他 店 預 り				—	—
外 国 他 店 借 入				—	—
売 渡 外 国 為 替				—	—
未 払 外 国 為 替				—	—
そ の 他 負 債				67,578	69,572
未 決 済 為 替 借 入				—	—
未 払 費 用				22,575	23,796
給 付 補 填 備 金				1,476	1,214
未 払 法 人 税 等				33,011	35,425
前 受 収 益				5,514	4,556
払 戻 未 済 金				2,900	2,860
職 員 預 り 金				—	—
先 物 取 引 受 入 証 拠 金				—	—
先 物 取 引 差 金 勘 定				—	—
借 入 商 品 債 券				—	—
借 入 有 価 証 券				—	—
売 付 商 品 債 券				—	—
売 付 債 券				—	—
金 融 派 生 商 品				—	—
リ ー ス 債 務				—	—
資 産 除 去 債 務				—	—
そ の 他 の 負 債				2,100	1,719
賞 与 引 当 金				2,753	2,832
役 員 賞 与 引 当 金				—	—
退 職 給 付 引 当 金				19,078	20,155
役 員 退 職 慰 労 引 当 金				12,533	11,878
特 別 法 上 の 引 当 金				—	—
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金				—	—
繰 延 税 金 負 債				58,507	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債				—	—
債 務 保 証				156,794	272,318
負 債 の 部 合 計				43,511,299	41,789,304
(純資産の部)					
出 資 金				98,482	95,872
普 通 出 資 金				98,482	95,872
優 先 出 資 金				—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金				—	—
資 本 剰 余 金				—	—
資 本 準 備 金				—	—
そ の 他 資 本 剰 余 金				—	—
利 益 剰 余 金				2,597,007	2,691,461
利 益 準 備 金				116,599	116,599
そ の 他 利 益 剰 余 金				2,480,408	2,574,862
特 別 積 立 金				2,334,000	2,426,000
(うち目的積立金)				(—)	(—)
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)				146,408	148,862
自 己 優 先 出 資				—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金				—	—
組 合 員 勘 定 合 計				2,695,489	2,787,333
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金				185,234	△ 252,228
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益				—	—

(注)

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- | 建物(建物附属設備) | 13年 |
|------------|--------|
| その他 | 4年～39年 |
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)
- | 年金資産の額 | 225,436百万円 |
|----------------|------------|
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 221,592百万円 |
| 差引額 | 3,843百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(令和3年4月分～令和4年3月分)
- 0.061%
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金900千円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を引当てしております。
9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。
10. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
- 99,405千円
11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
12. 有形固定資産の減価償却累計額
- 35,434千円
13. 貸出金のうち、破綻先債権額は23,691千円であります。また、延滞債権額は211千円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
14. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
15. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,292千円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的と

- して、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
16. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は29,194千円であります。
- なお、13. から16. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
17. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | 貸倒引当金 | 26,033千円 |
|---|----------|
| 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 | |
| なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 | |
18. 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用しております。
19. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | 担保提供している資産 | |
|-------------|-------------|
| 預け金 | 800,000千円 |
| 有価証券 | 1,400,000千円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借入金 | 1,300,000千円 |
20. 出資1口当たりの純資産額は26,422円59銭です。
21. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、預け金、有価証券及び事業地域内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、その他有価証券及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当組合は、信用リスク管理規程及び信用リスクに関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、信用リスク管理担当理事を所管として行われ、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。そして、日常的にはVAR、金利感応度分析によりモニタリングを実施し、理事会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当組合は、保有有価証券における為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が定めた有価証券運用計画に基づき理事会の監督の下、資金運用規程・有価証券運用基準に従い行われています。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
- 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、「当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の時価」は、1,422百万円増加するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他

のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(※1)	12,610,254	12,619,093	8,839
(2)有価証券(※2)	23,319,119	23,136,151	△182,968
満期保有目的の債券	2,600,000	2,417,032	△182,968
その他有価証券	20,719,119	20,719,119	—
(3)貸出金(※1)	7,875,217		
貸倒引当金(※2)	△26,033		
	7,849,184	7,953,067	103,883
金融資産計	43,778,557	43,708,311	△70,246
(1)預金積金(※1)	40,112,547	40,124,420	11,873
(2)借入金(※1)	1,300,000	1,300,000	—
金融負債計	41,412,547	41,424,420	11,873

(※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

(金融資産)

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価格を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価格を時価とみなしております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①と②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

(金融負債)

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	2,070
組合出資金(※2)	37,500
合 計	39,570

(※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

23. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下26. まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(時価が貸借対照表計上額を超えるもの)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	— 千円	— 千円	— 千円
地 方 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	400,000	402,210	2,210
小 計	400,000	402,210	2,210

(時価が貸借対照表計上額を超えないもの)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	— 千円	— 千円	— 千円
地 方 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	2,200,000	2,014,822	△185,177
小 計	2,200,000	2,014,822	△185,177
合 計	2,600,000	2,417,032	△182,967

(3) その他有価証券

(貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	12,405 千円	10,650 千円	1,755 千円
債 券	9,697,485	9,391,653	305,831
国 債	446,700	403,383	43,316
地 方 債	2,778,645	2,681,937	96,707
短期社債	—	—	—
社 債	6,472,140	6,306,332	165,807
そ の 他	137,825	132,620	5,204
小 計	9,847,715	9,534,924	312,791

(貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	— 千円	— 千円	— 千円
債 券	9,359,268	9,731,629	△372,361
国 債	2,237,590	2,370,037	△132,447
地 方 債	247,188	260,000	△12,812
短期社債	—	—	—
社 債	6,874,490	7,101,592	△227,102
そ の 他	1,512,136	1,801,236	△289,100
小 計	10,871,404	11,532,865	△661,461
合 計	20,719,119	21,067,790	△348,670

24. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

26. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	1,622,400 千円	4,900,000 千円	5,820,000 千円	6,800,000 千円
国 債	—	—	100,000	2,700,000
地 方 債	522,400	900,000	720,000	800,000
短期社債	—	—	—	—
社 債	1,100,000	4,000,000	5,000,000	3,300,000
そ の 他	200,000	200,000	2,100,000	725,000
合 計	1,822,400	5,100,000	7,920,000	7,525,000

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
退職給付引当金	5,575 千円
役員退職慰労引当金	3,285
賞与引当金	783
貯蔵品	449
未払事業税	2,289
貸倒引当金	3,276
有価証券	96,442
その他の	116
繰延税金資産 小 計	112,218
評価性引当額	3,285
繰延税金資産 合 計	108,933
繰延税金負債	—
繰延税金資産の純額	108,933 千円

損益計算書			
(単位：千円)			
科 目	令和3年度	令和4年度	
経 常 収 益	300,973	306,126	
資 金 運 用 収 益	295,299	299,366	
貸 出 金 利 息	69,736	75,514	
預 け 金 利 息	19,549	17,493	
買 入 手 形 利 息	—	—	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	—	—	
買 現 先 利 息	—	—	
債券貸借取引受入利息	—	—	
有価証券利息配当金	200,501	199,775	
金利スワップ受入利息	—	—	
その他の受入利息	5,512	6,582	
役 務 取 引 等 収 益	1,798	1,704	
受 入 為 替 手 数 料	1,120	976	
その他の役務収益	677	728	
そ の 他 業 務 収 益	3,872	4,893	
外 国 為 替 売 買 益	—	—	
商品有価証券売買益	—	—	
国債等債券売却益	—	—	
国債等債券償還益	34	55	
金融派生商品収益	—	—	
その他の業務収益	3,837	4,837	
そ の 他 経 常 収 益	3	160	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—	
株 式 等 売 却 益	—	—	
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—	
その他の経常収益	3	160	
経 常 費 用	169,452	171,017	
資 金 調 達 費 用	26,185	29,220	
預 金 利 息	27,952	29,114	
給付補填備金繰入額	1,544	1,470	
譲 渡 性 預 金 利 息	—	—	
借 用 金 利 息	△ 3,310	△ 1,363	
売 渡 手 形 利 息	—	—	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	—	—	
売 現 先 利 息	—	—	
債券貸借取引支払利息	—	—	
コマーシャル・ペーパー利息	—	—	
金利スワップ支払利息	—	—	
その他の支払利息	—	—	
役 務 取 引 等 費 用	5,703	8,347	
支 払 為 替 手 数 料	1,260	777	
その他の役務費用	4,442	7,569	
そ の 他 業 務 費 用	249	528	
外 国 為 替 売 買 損	—	—	
商品有価証券売買損	—	—	
国債等債券売却損	—	—	
国債等債券償還損	249	528	
国債等債券償却	—	—	
金融派生商品費用	—	—	
その他の業務費用	—	—	
経 費	137,160	132,496	
人 件 費	80,064	78,337	
物 件 費	53,545	50,660	
税 金	3,550	3,497	
そ の 他 経 常 費 用	153	424	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	153	339	
貸 出 金 償 却	—	—	
株 式 等 売 却 損	—	—	
株 式 等 償 却	—	—	
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—	
そ の 他 資 産 償 却	—	—	
その他の経常費用	—	84	
経 常 利 益	131,520	135,108	

科 目	令和3年度	令和4年度
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
負 の の れ ん 発 生 益	—	—
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—
償 却 債 権 取 立 益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	0	0
固 定 資 産 処 分 損	0	0
減 損 損 失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	131,520	135,108
法人税、住民税及び事業税	35,875	37,095
法 人 税 等 調 整 額	▲ 593	▲ 419
法 人 税 等 合 計	35,282	36,676
当 期 純 利 益	96,238	98,431
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	50,170	50,430
積 立 金 取 崩 額	—	—
当 期 末 処 分 剰 余 金	146,408	148,862

(注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益 998円 02銭

剰余金処分計算書	
(単位：千円)	

科 目	令和3年度	令和4年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	146,408	148,862
積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	95,978	98,383
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金	3,978	3,883
	(年 4 %の割合)	(年 4 %の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(－円につき －円の割合)	(－円につき －円の割合)
事業の利用分量に対する配当金	—	—
	(－円につき －円の割合)	(－円につき －円の割合)
特 別 積 立 金	92,000	94,500
(うち目的積立金)	—	—
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	50,430	50,478

業務粗利益及び業務純益等	
(単位：千円)	

科 目	令和3年度	令和4年度
資 金	資 金 運 用 収 益	295,299
	資 金 調 達 費 用	26,185
	資 金 運 用 収 支	269,113
役 務	役 務 取 引 等 収 益	1,798
	役 務 取 引 等 費 用	5,703
	役 務 取 引 等 収 支	▲ 3,904
そ の 他 業 務	そ の 他 業 務 収 益	3,872
	そ の 他 業 務 費 用	249
そ の 他 業 務 収 支	3,623	4,364
業 務 粗 利 益	268,832	267,868
業 務 粗 利 益 率	0.59%	0.59%
業 務 純 益	133,393	136,850
実 質 業 務 純 益	133,580	136,896
コ ア 業 務 純 益	133,794	137,369
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	133,794	137,369

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示することになっていますが、令和3年度、令和4年度とも金銭の信託の取扱いはなく、同費用は発生しておりません。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定計平均残高×100
3. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
4. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
5. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

経費の内訳			
(単位：千円)			
項 目		令和 3 年度	令和 4 年度
人 件 費		80,064	78,337
	報 酬 給 料 手 当	64,606	64,072
	退 職 給 付 費 用	4,939	3,993
	そ の 他	10,519	10,272
物 件 費		53,545	50,660
	事 務 費	20,373	23,019
	固 定 資 産 費	13,606	13,957
	事 業 費	3,990	4,079
	人 事 厚 生 費	849	407
	有 形 固 定 資 産 償 却	4,282	3,706
	無 形 固 定 資 産 償 却	157	157
	そ の 他	10,285	5,333
税 金		3,550	3,497
経 費 合 計		137,160	132,496

役務取引の状況			
(単位：千円)			

科 目		令和 3 年度	令和 4 年度
役 務 取 引 等 収 益		1,798	1,704
	受 入 為 替 手 数 料	1,120	976
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	677	728
	その他の役務取引等収益	－	－
役 務 取 引 等 費 用		5,703	8,347
	支 払 為 替 手 数 料	1,260	777
	そ の 他 の 支 払 手 数 料	358	356
	その他の役務取引等費用	4,084	7,213

受取利息及び支払利息の増減			
(単位：千円)			

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度
受 取 利 息 の 増 減		12,586	4,066
支 払 利 息 の 増 減		▲ 580	3,034

業務純益			
(単位：千円)			

項 目		令和 3 年度	令和 4 年度
業 務 純 益		133,393	136,850

総資産利益率			
(単位：％)			

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度
総 資 産 経 常 利 益 率		0.29	0.30
総 資 産 当 期 純 利 益 率		0.21	0.21

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

総資金利鞘等			
(単位：％)			

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度
資 金 運 用 利 回 (a)		0.65	0.66
資 金 調 達 原 価 率 (b)		0.38	0.38
総 資 金 利 鞘 (a － b)		0.27	0.28

(注) 資金運用利回り＝資金運用収益／資金運用勘定計平均残高×100
資金調達原価率＝(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用＋経費)／資金調達勘定計平均残高×100

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等				

科 目		年度	平均残高 百万円	利息 千円	利回り %
資 金 運 用 勘 定		3 年 度	44,971	295,299	0.65
		4 年 度	44,864	299,366	0.66
		3 年 度	7,100	69,736	0.98
		4 年 度	7,773	75,514	0.97
う ち 貸 出 金		3 年 度	15,918	19,549	0.12
		4 年 度	13,522	17,493	0.12
		3 年 度	21,914	200,501	0.91
		4 年 度	23,531	199,775	0.84
う ち 預 け 金		3 年 度	42,353	26,185	0.06
		4 年 度	42,152	29,220	0.06
		3 年 度	36,886	29,496	0.07
		4 年 度	38,840	30,584	0.07
資 金 調 達 勘 定		3 年 度	－	－	－
		4 年 度	－	－	－
		3 年 度	5,466	△ 3,310	△ 0.06
		4 年 度	3,311	△ 1,363	△ 0.04
う ち 有 価 証 券		3 年 度	42,353	26,185	0.06
		4 年 度	42,152	29,220	0.06
		3 年 度	36,886	29,496	0.07
		4 年 度	38,840	30,584	0.07
う ち 預 金 積 金		3 年 度	－	－	－
		4 年 度	－	－	－
う ち 譲 渡 性 預 金		3 年 度	5,466	△ 3,310	△ 0.06
		4 年 度	3,311	△ 1,363	△ 0.04
う ち 借 用 金		3 年 度	5,466	△ 3,310	△ 0.06
		4 年 度	3,311	△ 1,363	△ 0.04

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度0百万円、令和4年度0百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度一百万円、令和4年度一百万円)および利息(令和3年度一千元、令和4年度一千元)を、それぞれ控除して表示しております。

先物取引の時価情報			

当組合には該当ございません

オフバランス取引の状況			

当組合には該当ございません

有価証券の時価等情報			

売買目的有価証券			

当組合には該当ございません

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの			

当組合には該当ございません

自己資本の構成に関する事項		(単位：百万円)	
項 目		令和3年度	令和4年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額		2,691	2,783
うち、出資金及び資本剰余金の額		98	95
うち、利益剰余金の額		2,597	2,691
うち、外部流出予定額(△)		3	3
うち、上記以外に該当するものの額		－	－
コ ア 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		2	2
うち、一般貸倒引当金コ ア 資本算入額		2	2
うち、適格引当金コ ア 資本算入額		－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コ ア 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コ ア 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コ ア 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
コ ア 資本に係る基礎項目の額(イ)		2,693	2,785
コ ア 資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		0	0
うち、のれんに係るものの額		－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		－	－
適格引当金不足額		－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		－	－
前払年金費用の額		－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		－	－
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		－	－
特定項目に係る10％基準超過額		－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		－	－
特定項目に係る15％基準超過額		－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		－	－
コ ア 資本に係る調整項目の額(ロ)		0	0
自 己 資 本			
自己資本の額((イ)－(ロ))(ハ)		2,693	2,785
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		13,648	14,147
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		0	0
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		－	－
うち、上記以外に該当するものの額		0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額		487	507
信用リスク・アセット調整額		－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額		－	－
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)		14,136	14,655
自 己 資 本 比 率			
自己資本比率((ハ)／(ニ))		19.05%	19.00%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(単位:千円)

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

(单位: 百万円)

(注)上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

(単位：百万円)

当組合には該当ございません。

その他有価証券	(単位：百万円)
---------	----------

	種 類	令和 3 年度			令和 4 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	12	10	1
	債 券	12,087	11,590	497	9,697	9,391	305
	国 債	862	803	59	446	403	43
	地 方 債	3,035	2,879	156	2,778	2,681	96
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	8,189	7,908	281	6,472	6,306	165
	そ の 他	258	233	25	137	132	5
	小 計	12,346	11,824	522	9,847	9,534	312
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取得原価を超えないもの	株 式	9	10	△ 1	—	—	—
	債 券	6,669	6,778	△ 109	9,359	9,731	△ 372
	国 債	1,736	1,776	△ 39	2,237	2,370	△ 132
	地 方 債	95	100	△ 4	247	260	△ 12
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,836	4,901	△ 65	6,874	7,101	△ 227
	そ の 他	1,545	1,701	△ 155	1,512	1,801	△ 289
	小 計	8,224	8,490	△ 266	10,871	11,532	△ 661
合 計		20,570	20,314	255	20,719	21,067	△ 348

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

預貸率の期末値及び期中平均値	(単位：％)
----------------	--------

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度
預 貸 率	(期 末)	20.11	19.63
	(期 中 平 均)	19.24	20.01

(注) 預貸率＝貸出金／(預金積金＋譲渡性預金)×100

預証率の期末値及び期中平均値	(単位：％)
----------------	--------

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度
預 証 率	(期 末)	60.04	58.13
	(期 中 平 均)	59.41	60.58

(注) 預証率＝有価証券／(預金積金＋譲渡性預金)×100

資 金 調 達

預金種目別平均残高	(単位：百万円、％)
-----------	------------

種 目	令和 3 年度		令和 4 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	15,864	43.0	17,274	44.5
定 期 性 預 金	21,012	57.0	21,554	55.5
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	10	0.0	11	0.0
合 計	36,886	100.0	38,840	100.0

財形貯蓄残高	(単位：百万円)
--------	----------

項 目	令和 3 年度末	令和 4 年度末
財 形 貯 蓄 残 高	—	—

1店舗当りの預金及び貸出金残高	(単位：百万円)
-----------------	----------

区 分	令和 3 年度末	令和 4 年度末
1 店 舗 当 り の 預 金 残 高	38,094	40,112
1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高	7,661	7,875

職員 1 人当りの預金及び貸出金残高	(単位：百万円)
--------------------	----------

区 分	令和 3 年度末	令和 4 年度末
職 員 1 人 当 り の 預 金 残 高	3,809	4,456
職 員 1 人 当 り の 貸 出 金 残 高	766	875

預金者別預金残高	(単位：百万円、％)
----------	------------

区 分	令和 3 年度末		令和 4 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	23,662	62.1	24,655	61.5
法 人	14,431	37.9	15,457	38.5
一 般 法 人	14,431	37.9	15,457	38.5
金 融 機 関	—	—	—	—
公 金	—	—	—	—
合 計	38,094	100.0	40,112	100.0

定期預金種類別残高	(単位：百万円)
-----------	----------

区 分	令和 3 年度末	令和 4 年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	20,096	21,028
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
そ の 他 の 定 期 預 金	—	—
合 計	20,096	21,028

資 金 運 用

貸出金種類別平均残高					
(単位：百万円、％)					

科 目	令和３年度		令和４年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手 形 貸 付	340	4.8	139	1.8
証 書 貸 付	6,759	95.2	7,634	98.2
合 計	7,100	100.0	7,773	100.0

有価証券種類別平均残高					
(単位：百万円、％)					

区 分	令和３年度		令和４年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	1,741	7.9	2,850	12.1
地 方 債	3,499	16.0	2,908	12.4
短 期 社 債	－	－	－	－
社 債	12,524	57.2	13,393	56.9
株 式	12	0.1	12	0.1
外 国 証 券	2,837	12.9	3,066	13.0
そ の 他 の 証 券	1,299	5.9	1,299	5.5
合 計	21,914	100.0	23,531	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高					
(単位：百万円)					

区 分		１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
国 債	令和３年度末	402	－	－	2,197	－
	令和４年度末	－	－	112	2,572	－
地 方 債	令和３年度末	144	1,215	783	987	－
	令和４年度末	523	913	755	832	－
短期社債	令和３年度末	－	－	－	－	－
	令和４年度末	－	－	－	－	－
社 債	令和３年度末	805	3,788	4,960	3,471	－
	令和４年度末	1,104	4,077	4,940	3,224	－
株 式	令和３年度末	－	－	－	－	11
	令和４年度末	－	－	－	－	14
外国証券	令和３年度末	－	397	1,805	748	－
	令和４年度末	199	198	2,092	727	－
その他の 証 券	令和３年度末	－	1,153	－	－	－
	令和４年度末	－	1,031	－	－	－
合 計	令和３年度末	1,352	6,554	7,549	7,404	11
	令和４年度末	1,827	6,221	7,900	7,356	14

貸出金金利区分別残高					
(単位：百万円)					

区 分		令和３年度末	令和４年度末
固 定 金 利 貸 出		1,879	1,417
変 動 金 利 貸 出		5,782	6,457
合 計		7,661	7,875

消費者ローン・住宅ローン残高					
(単位：百万円、％)					

区 分	令和３年度末		令和４年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	916	48.9	1,071	56.6
住 宅 ロ ー ン	958	51.1	822	43.4
合 計	1,874	100.0	1,893	100.0

貸出金業種別残高・構成比					
(単位：百万円、％)					

業 種 別	令和３年度末		令和４年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	－	－	－	－
農 業、林 業	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－
建 設 業	－	－	－	－
電気、ガス、熱供給、水道業	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－
運 輸 業、郵 便 業	－	－	－	－
卸 売 業、小 売 業	－	－	－	－
金 融 業、保 険 業	－	－	－	－
不 動 産 業	－	－	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－
宿 泊 業	－	－	－	－
飲 食 業	－	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－
教 育、学 習 支 援 業	－	－	－	－
医 療、福 祉	5,215	68.1	5,626	71.4
そ の 他 の サ ー ビ ス	－	－	－	－
そ の 他 の 産 業	178	2.3	169	2.2
小 計	5,393	70.4	5,795	73.6
国・地方公共団体等	－	－	－	－
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,268	29.6	2,079	26.4
合 計	7,661	100.0	7,875	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額					
(単位：百万円、％)					

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当 組 合 預 金 積 金	令和３年度末	193	2.5	－
	令和４年度末	214	2.7	－
有 価 証 券	令和３年度末	－	－	－
	令和４年度末	－	－	－
動 産	令和３年度末	－	－	－
	令和４年度末	－	－	－
不 動 産	令和３年度末	4,302	56.2	156
	令和４年度末	5,224	66.4	272
そ の 他	令和３年度末	－	－	－
	令和４年度末	－	－	－
小 計	令和３年度末	4,496	58.7	156
	令和４年度末	5,439	69.1	272
信 用 保 証 協 会・ 信 用 保 険	令和３年度末	881	11.5	－
	令和４年度末	877	11.1	－
保 証	令和３年度末	1,070	14.0	－
	令和４年度末	733	9.3	－
信 用	令和３年度末	1,214	15.8	－
	令和４年度末	825	10.5	－
合 計	令和３年度末	7,661	100.0	156
	令和４年度末	7,875	100.0	272

区 分	令和 3 年度末		令和 4 年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	2,454	32.0	2,244	28.5
設 備 資 金	5,207	68.0	5,630	71.5
合 計	7,661	100.0	7,875	100.0

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

項 目	令和 3 年度		令和 4 年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	2	0	2	0
個 別 貸 倒 引 当 金	23	▲ 0	23	0
貸 倒 引 当 金 合 計	25	0	26	0

経 営 内 容

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		令和3年度	23	—	23	100.00	100.00
		令和4年度	23	—	23	100.00	100.00
危険債権		令和3年度	—	—	—	—	—
		令和4年度	—	—	—	—	—
要管理債権		令和3年度	5	—	0	9.57	9.57
		令和4年度	5	—	0	9.57	9.57
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	貸出条件緩和債権	令和3年度	—	—	—	—	—
		令和4年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和3年度	5	—	0	9.57	9.57
		令和4年度	5	—	0	9.57	9.57
小計		令和3年度	29	—	24	82.93	82.93
		令和4年度	29	—	24	83.61	83.61
正 常 債 権		令和3年度	7,790				
		令和4年度	8,119				
合 計		令和3年度	7,819				
		令和4年度	8,148				

- 14

リスク管理体制 一定性的事項一

信用リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクのことをいいます。 当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性、収益性、成長性、流動性、公共性の5原則に従い厳正な与信判断を行っています。
管理体制	与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。
評価・計測	当組合は医業域の信用組合であるという業態の特殊性から一業態への与信の集中、大口与信の多くが設備資金であり大口与信先20先の与信比率が比較的高く推移している状況にあります。信用リスクの評価につきましては、当組合では厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスク管理の状況については必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に報告する態勢を整備しております。 今後、信用リスク軽量化に向け、統合リスク管理態勢を視野に入れ準備を進めてまいります。

貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定しております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者の種類毎の掛目のことです。

自己資本比率の算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があります。標準的手法を採用する金融機関については、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関の信用評価（外部格付）の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することになります。当組合は、標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）について、以下の4機関をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

- ◇ 株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- ◇ 株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ◇ ムーティーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ◇ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

エクスポーチャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポーチャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引を行っておりません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	当組合では、「リスク管理規程」において、オペレーショナル・リスクを「事務事故、システム障害、不正行為等で損害が生じるリスク」と定義しており、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであります。
管理体制	「事務事故、システム障害、不正行為等で損害が生じるリスク」それぞれのリスクについて管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し回避に努めております。
評価・計測	リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、また、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めております。 これらのリスクに関しては、必要に応じて経営陣による理事会等において報告、協議態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制対応として、オペレーショナル・リスク相当額の算出は基礎的手法を採用しております。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では融資案件の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、開業計画、立地環境、経営者としての資質、人格など、さまざまな角度から判断を行っており、担保や保証による保全措置のみを与信の根拠とするのではなく、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。与信審査の結果、担保、保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約をいただくなど適切な取扱いに努めております。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、自組合預金積金や有価証券（国債、上場株式等）、保証には、信用保証協会や民間保証等がありますが、その手続については当組合が定める規定等により、適切な事務取扱ならびに適正な評価・管理を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める規定や各種約定書等に基づき適切な取扱いに努めております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、派生商品取引、長期決済期間取引を行っておりません。

出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	上場株式、非上場株式、出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、当組合が定める「資金運用規程」、「有価証券運用基準」に基づいた適正な運用・管理を行っております。
管理体制	証券会社が作成する当組合の保有有価証券に関する分析資料をもとに管理し金利変動に対するシミュレーション等を参考にリスクの把握を徹底しております。
評価・計測	運用状況に応じて適宜、理事会に報告、協議するなど適切なリスク管理に努めております。 なお、当該取引にかかる会計処理については、内部規定及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い適正な処理を行なっています。

金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	金利リスクはとってはならないリスクではなく、収益を上げるために一定のリスクを引き受け、コントロールしていくものと認識しています。その一方で、リスクは経営体力(自己資本)の範囲内に抑制すべきものでもあります。
管理体制	当組合は、四半期ごとに運用・調達の銀行勘定を各期間帯に振り分け一定の金利ショックを負荷した場合のリスク量を計測してリスクの現状を把握するとともに経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
評価・計測	当組合では、リスクが過大になっていないか、自己資本に見合っているか等定期的な評価・計測を行い、適宜、対策を講じる態勢としております。

自己資本調達手段について

当組合の自己資本は、組合員の皆様からの出資金および利益剰余金等により構成されています。
なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

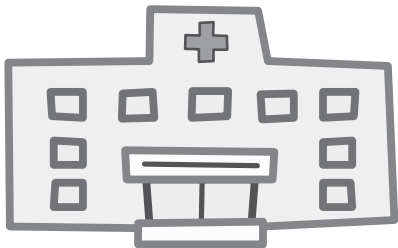
発行主体	石川県医師信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	95百万円

自己資本の充実度に関する評価方法について

当組合は、これまで内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性、安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資金の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)について、金利変動により発生するリスク量を見るものです。金利リスク量は想定する金利変動幅によって結果は異なります。
なお、お客さまのご要望により随時払い出すことのできる要求払預金(普通預金等)には明確な金利改定間隔がありません。当組合では、要求払預金のうち引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、要求払預金の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。



自己資本比率規制第3の柱による開示

ーリスク管理体制(定量的事項)ー

自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	13,648	545	14,147	565
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	13,387	535	13,829	553
(i) ソブリン向け	320	12	283	11
(ii) 金融機関向け	2,433	97	2,519	100
(iii) 法人等向け	6,409	256	6,391	255
(iv) 中小企業等・個人向け	236	9	230	9
(v) 抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
(vi) 不動産取得等事業向け	—	—	—	—
(vii) 三月以上延滞等	—	—	—	—
(viii) 出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等で あってコア資本に係る調整項目の額に算入 されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xi) その他	3,987	159	4,403	176
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	261	10	318	12
ルック・スルー方式	261	10	318	12
マーンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	487	19	507	20
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	14,136	565	14,655	586

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には貸出金等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P14をご参照ください。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等										(単位：百万円)
------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和３年度	令和４年度	令和３年度	令和４年度	令和３年度	令和４年度	令和３年度	令和４年度	令和３年度	令和４年度
医 療 、 福 祉	23	23	－	0	0	－	23	23	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国・地 方 公 共 団 体 等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	23	23	－	0	0	－	23	23	－	－

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)												(単位：百万円)
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------

エクスポージャー 区 分		信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		そ の 他			
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国	内	42,827	41,265	7,818	8,147	19,269	20,223	－	－	15,739	12,894	－	－
国	外	3,334	3,433	－	－	3,334	3,433	－	－	－	－	－	－
地 域 別 合 計		46,161	44,699	7,818	8,147	22,604	23,657	－	－	15,739	12,894	－	－
製 造 業		1,500	2,100	－	－	1,500	2,100	－	－	－	－	－	－
農 業、林 業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業		400	300	－	－	400	300	－	－	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業		2,101	2,201	－	－	2,101	2,201	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業		500	500	－	－	500	500	－	－	0	0	－	－
運 輸 業、郵 便 業		1,002	1,101	－	－	1,002	1,101	－	－	－	－	－	－
卸 売 業、小 売 業		902	902	－	－	902	902	－	－	－	－	－	－
金 融、保 険 業		18,962	16,392	－	－	3,332	3,732	－	－	15,629	12,660	－	－
不 動 産 業		1,400	1,500	－	－	1,400	1,500	－	－	－	－	－	－
物 品 賃 貸 業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教 育、学 習 支 援 業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療、福 祉		5,550	6,068	5,550	6,068	－	－	－	－	－	－	－	－
その他のサービス		200	200	－	－	200	200	－	－	－	－	－	－
その他の産業		400	500	－	－	400	500	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等		9,563	9,318	－	－	9,563	9,318	－	－	－	－	－	－
個 人		2,268	2,079	2,268	2,079	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他		1,408	1,533	－	－	1,300	1,300	－	－	108	233	－	－
業 種 別 合 計		46,161	44,699	7,818	8,147	22,604	23,657	－	－	15,739	12,894	－	－
1 年 以 下		16,616	13,691	441	10	1,345	1,822	－	－	14,829	11,858	－	－
1 年 超 3 年 以 下		3,547	3,637	45	134	3,500	3,500	－	－	1	2	－	－
3 年 超 5 年 以 下		3,294	3,085	188	179	3,102	2,904	－	－	3	2	－	－
5 年 超 7 年 以 下		3,175	3,925	406	362	2,769	3,561	－	－	0	0	－	－
7 年 超 10 年 以 下		5,098	4,826	426	412	4,671	4,363	－	－	0	50	－	－
10 年 超		14,325	15,303	6,309	7,048	7,215	7,504	－	－	800	750	－	－
期間の定めのないもの		103	229	－	－	－	－	－	－	103	229	－	－
そ の 他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
残 存 期 間 別 合 計		46,161	44,699	7,818	8,147	22,604	23,657	－	－	15,739	12,894	－	－

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	(単位：百万円)
---------------------------	----------

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和 3 年度		令和 4 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	1,973	5,676	1,563	6,139
10%	2,504	－	2,303	－
20%	1,999	16,760	2,899	14,010
35%	－	－	－	－
40%	－	900	－	1,000
50%	7,106	100	7,104	100
70%	－	400	－	400
75%	－	340	－	337
100%	301	7,431	301	7,642
131%	－	100	－	100
250%	－	－	－	－
1,250%	－	－	－	－
その他	－	1,323	－	1,323
合 計	13,885	33,033	14,172	31,054

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 個別貸倒引当金や投資信託等のうちリスク・ウェイト区分が困難なものについては「その他」に区分しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	(単位：百万円)
-------------------------	----------

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	193	254	166	280	－	－

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク	証券化エクスポージャー
---------------------------	-------------

当組合は該当ございません

当組合は該当ございません

出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価	(単位：百万円)	出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	(単位：百万円)
--------------	----------	---------------------------	----------

区 分	令和 3 年度		令和 4 年度	
	貸借対照表 計上額	時 価	貸借対照表 計上額	時 価
上 場 株 式 等	9	9	12	12
非 上 場 株 式 等	39	-	39	-
合 計	48	9	51	12

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファン
ド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、
非上場株式等に含めて記載しています。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	(単位：百万円)	貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	(単位：百万円)
----------------------------------	----------	---------------------------	----------

	令和 3 年度	令和 4 年度
評 価 損 益	△ 1	1

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」
とは、その他有価証券の評価損益です。

	令和 3 年度	令和 4 年度
評 価 損 益	－	－

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社
株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

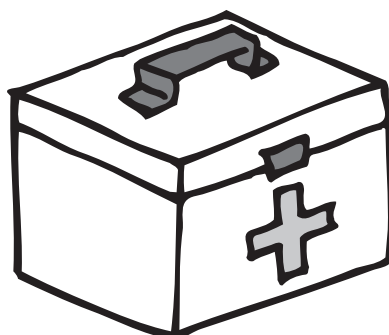
	令和3年度	令和4年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	261	318
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	－	－

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	1,422	1,467	51	53
2	下方平行シフト	0	0	9	9
3	スティープ化	1,305	1,335		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	145	169		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,422	1,467	51	53
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		2,785		2,693	
8	自己資本の額				

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。



国際業務

外国為替取扱高

当組合は該当ございません

外貨建資産残高

当組合は該当ございません

証券業務

公共債引受額

当組合は該当ございません

公共債窓販実績

当組合は該当ございません

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
独立行政法人福祉医療機構	783	1,361
その他の	—	—
合 計	783	1,361

令和4年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比

■全国信用協同組合連合会	—%
■株式会社商工組合中央金庫	—%
■独立行政法人福祉医療機構	100.0%
■その他	—%

法令等遵守体制

当組合では法令等遵守について、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、当組合の就業規則、行動綱領を基本に役職員への研修を行い信用組合の職員として、組合員ならびに社会一般から疑惑・不信を招くような行為の防止を図り、信頼を確保し社会的責任を果たすよう努めております。

財務諸表の適正性、内部監査の有効性についての確認

私は、当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第59期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月19日
石川県医師信用組合

理事長 安 田 健 二

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当していません。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

①中小企業の経営支援に関する取組方針

- お客さまからの、貸付の条件の変更等のご相談・お申込み等に迅速かつ適切にお応えすることができるよう努めてまいります。
1. お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客さまのご事情を十分に勘案し、迅速かつ真摯に対応します。
 2. 貸付の条件変更等の申込みに際しては、関係する他の金融機関等と連携を図りながら、円滑な資金供給とお客さまの経営改善に向けた取組みへの積極的な支援を実施いたします。
 3. お客さまの抱える問題や課題に対しては、お客さまの立場に立ち、最適な解決策のご提案が出来るよう、コンサルティング機能の強化に努めます。
 4. 中小企業金融円滑化法は平成25年3月末に期限を迎えましたが、同法の期限到来後においても、全役職員への周知を徹底し、当組合全体として金融の円滑化に努めます。

②態勢整備の状況

- 自組合内で推進するために行った態勢整備状況について
債務者に対する経営相談・経営指導の強化に向けた取組みとして融資診断の通信講座を受講及び資格取得など態勢整備を図っています。

③取組状況

- 当組合は、石川県下の医業界を背景とした業域信用組合として、開業医や勤務医の先生方に医業経営に関する事業の発展に寄与すると共に地域住民の医療及び健康管理に貢献することを経営理念・方針に掲げ石川県医師会をはじめ各郡市医師会と連携して、充実した金融・情報サービスを提供しております。
- 『「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針』及びその取組状況
当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、『「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針』を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。
- 「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針
当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。事業性融資における経営者保証については一律的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客さまにご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。
- 1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。
(1)法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。

- (2)法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- (3)法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- (4)法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- (5)経営者等から十分な物的担保の提供がある。

- 審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。
2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。
 3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に(1)～(5)について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

○「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

令和4年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は26件(前年度14件)、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は41.26%(前年度25.45%)、「保証契約を解除した件数」及び「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数」については、前年・今年度ともに取り扱いはありませんでした。

④地域の活性化に関する取組状況

- 融資を通じた地域貢献
石川県下の医業界を背景とした業域信用組合として医業経営を積極的に支援し、「地域医療」の発展に貢献致します。

(令和5年3月31日現在)			
* 貸出先数	283先	貸出残高	7,875,217千円
		<使途別貸出残高>	
		運 転 資 金	1,431,930千円
		設 備 資 金	4,584,183千円
		個人消費その他	1,859,103千円
		計	7,875,217千円
代理貸付業務			
福祉医療機構	26先	貸出残高	1,361,590千円

■地域へのサービスの充実度

- (1)店舗の設置数
本店、1店舗の営業です。
- (2)情報提供活動
ディスクロージャー誌(ミニディスクロージャー誌含む)をホームページに掲載しております。
石川県医師会報に情報を掲載しております。
- (3)石川県医師信用組合ホームページのご案内
<https://www.ishikawaishishin.co.jp>
石川県医師信用組合のホームページでは、商品やサービス、財務情報等、様々な情報がご覧いただけます。

項 目	取組み内容	実 績
(1)ライフステージに応じた融資手法の多様化の取組み	◎新規開業ローン ……勤務医の開業支援 ◎事業継承ローン ……医業後継者への継承支援 ◎教育ローン ……教育資金負担への支援 ◎オートローン ……車購入資金への支援 ◎住宅ローン ……住宅取得への支援 ◎その他	新規開業ローン ……11件/1,035百万円 事業継承ローン ……取扱いなし 教育ローン ……5件/36百万円 オートローン ……33件/146百万円 住宅ローン ……3件/184百万円 その他 ……4件/26百万円
(2)不動産担保や保証に依存しない融資	【キャッシュフロー】を重視した対応 案件により(融資金額、資金使途、期間)財務状況、取引状況、その他経営状況を総合的に判断対応いたします。	オートローン ……33件/146百万円 事業ステップアップ ……2件/5百万円 リフォームローン ……3件/24百万円
(3)「社会福祉法人」への融資	“医療”と“福祉”そして“介護”は切り離せなくなっており、介護関係の資金需要にも積極的に対応いたします。	取扱いなし

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足を頂けるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申出ください。

* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申出先 苦情等受付窓口をお願いいたします。 <窓 口> 住 所：石川県金沢市鞍月東2丁目48番地 電話番号：076-239-0126 受付時間：午前9時から午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)
--

苦情等のお申出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。

(詳しくは、当組合の苦情等受付窓口へご相談ください。)

名 称	しんくみ相談所((一社)全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	03-3567-2456
受 付 日	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く)
時 間	9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申出を伺い、お申出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



金沢弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合苦情等相談窓口またはしんくみ相談所へお申出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申出することも可能です。

名 称	金沢弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒920-0937 石川県金沢市丸の内7番36号	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	076-221-0242	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日	月～金(除 祝日、年末年始)	月～金(除 祝日、年末年始)	月～金(除 祝日、年末年始)	月～金(除 祝日、年末年始)
時 間	10:00～17:00	9:30～12:00 13:00～15:00	10:00～12:00 13:00～16:00	9:30～12:00 13:00～17:00



4. 6. 21(火) 地区別懇談会(WEBで実施)
4. 7. 29(金) 北陸三県信用組合協会の臨時総会(於 金沢市)
4. 9. 20(火) 預金保険機構による検査を受検
4. 10. 8(土) 全国医師信用組合連絡協議会の総会(於 岩手県)
4. 10. 26(水) 地区別懇談会(於 名古屋市)
4. 11. 11(金) 北陸財務局との経営懇談会(於 金沢市)
4. 11. 16(水) 北陸財務局とのトップヒアリング(於 当組合)
4. 12. 9(金) 2022年度分野横断的演習(於 当組合)
5. 2. 5(日) 2022年度共同センター被災訓練(於 当組合)
～5. 2. 6(月)
5. 2. 8(水) 北陸三県信用組合協会の新年情報交換会(於 金沢市)
5. 2. 21(火) くみれん資金運用会議(於 名古屋市)
5. 3. 4(土) 全国医師信用組合連絡協議会の事務会議(於 岩手県)

諸手数料一覧表

I. 振込手数料

(令和5年3月末現在)

種 類	組 合 員		組 合 員 外	
	3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上
当 組 合 内 振 替	無料	無料	無料	無料
他 金 融 機 関 の 同 一 口 座 宛 へ の 振 込	無料	無料	550円	770円
・法人・理事長間の振込 ・法人から理事長もしくはそのご家族が経営する法人への振込 ・理事長から理事長もしくはそのご家族が経営する法人への振込 ・開業医の先生から本人もしくはそのご家族が経営する法人への振込	無料	無料	550円	770円
給与振込契約による振込	無料	無料		
給与振込依頼書の持込 期 日 経 過 後 1 件	165円	220円		
給与とみなされる振込	無料	無料		
毎月定額振込契約を交わしている振込	無料	無料		
各医師会・関連団体等から、医師及び医療法人への振込	無料	無料		
他 金 融 機 関 の 別 名 義 口 座 宛 へ の 振 込	165円	220円	550円	770円
振込の訂正・組戻手数料	770円		770円	

*関連団体等とは、各連区医師会、医師連盟等当組合の組合員でない団体をいう。

II. 両替手数料

1～ 100枚	無料
101～ 300枚	110円
301～1,000枚	330円
1,001枚以上	660円

1. お客様が「持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「受け取られる紙幣・硬貨の合計枚数」のいずれが多い方の枚数とさせていただきます。
2. 次の両替については、無料とさせていただきます。
(1)汚損した現金の交換
(2)記念硬貨の交換

III. 融資手数料

種 類	組 合 員
繰上げ返済手数料	返済残高の0.1%(100円未満切捨)、上限を30,000円とする。

IV. その他の手数料

種 類	組 合 員	組 合 員 外
代 金 取 立 手 数 料	770円	770円
残高証明発行手数料(定例発行)	無料	550円
残高証明発行手数料(定例発行以外)	220円	550円

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		令和3年度末		令和4年度末	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	13,666	17,735	14,344	18,878
	他の金融機関から	7,008	12,869	7,588	14,973
代金取立	他の金融機関向け	－	－	－	－
	他の金融機関から	－	－	－	－

店舗一覧(事務所の名称及び所在地)

店 名	所 在 地	電 話	F A X
本 店	〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目48番地	076-239-0126	076-239-0487

地区一覧

石川県下全域

自動機器設置状況

現金自動受払機の設置はありません

主要な事業の内容

- A. 預金業務
普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。
- B. 貸付業務
手形貸付、証書貸付を取扱っております。
- C. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- D. 内国為替業務
送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。
- E. 付帯業務
(イ)債務の保証業務 (ロ)代理業務
・独立行政法人福祉医療機構の代理貸付業務

当組合の子会社

当組合の子会社はありません

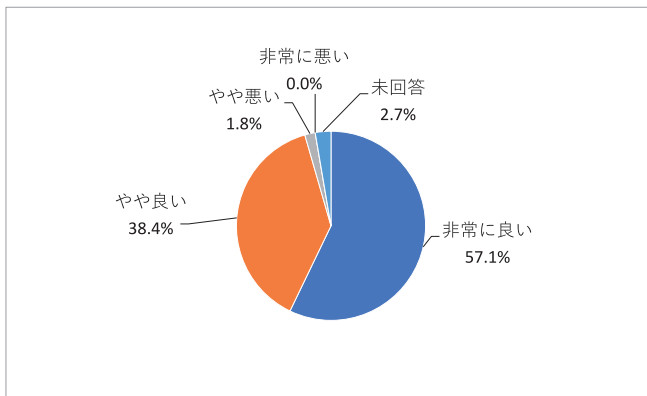
お客様ご利用アンケート実施結果について

石川県医師信用組合では、お客様によりご満足いただけるサービスをご提供できます様に、「お客様ご利用アンケート」を実施しております。
この度のアンケート調査にご協力いただきましたお客様には、厚く御礼申し上げます。
皆さまにご協力いただきましたアンケートの結果を取りまとめましたのでお知らせいたします。
今回のアンケート結果は、私どもへの貴重なご意見として今後の組合施策に活かしてまいります。

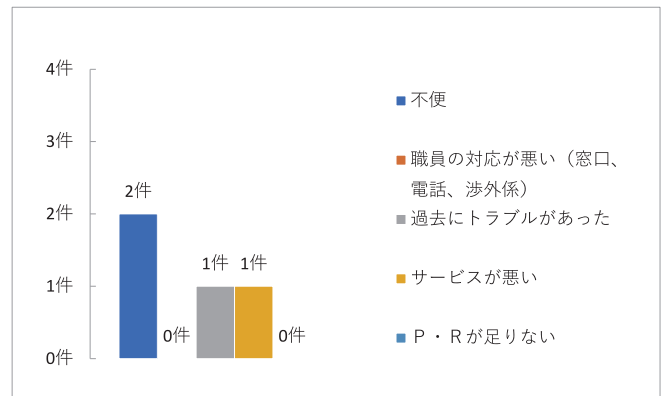
【調査手法】 「お客様ご利用アンケート」のお願い ※ 該当項目を○で囲んでください
【調査実施期間】 令和4年12月1日～令和4年12月26日
【アンケート対象及び人数】 30歳代以下・40歳代・50歳代・60歳代以上

	対象者(人)	内回答者(人)	回答率
開業医	115	90	78.3%
勤務医	35	22	62.9%
計	150	112	74.7%

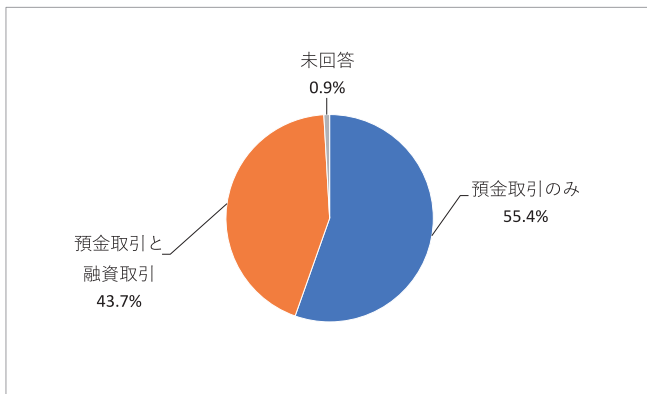
問1-a. 当信用組合にどのような印象をお持ちですか（○は1つ）



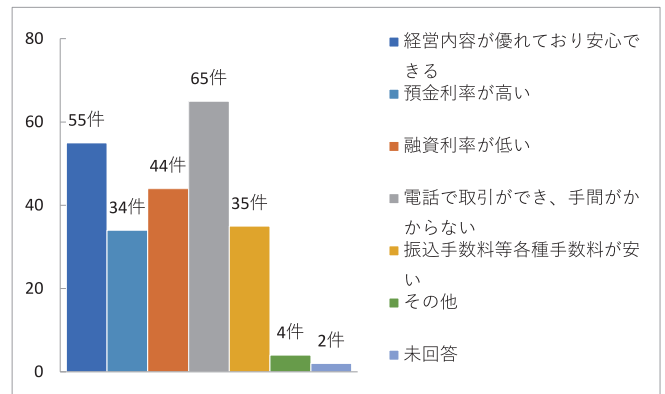
問1-b. 前の質問で「やや悪い・非常に悪い」と回答された方にお尋ねします（○はいくつでも）



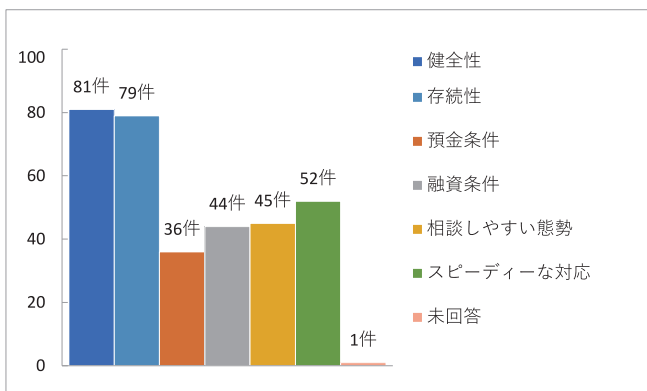
問2. ご利用いただいておりますお取引の内容(出資金以外)についてお尋ねします（どちらかに○）



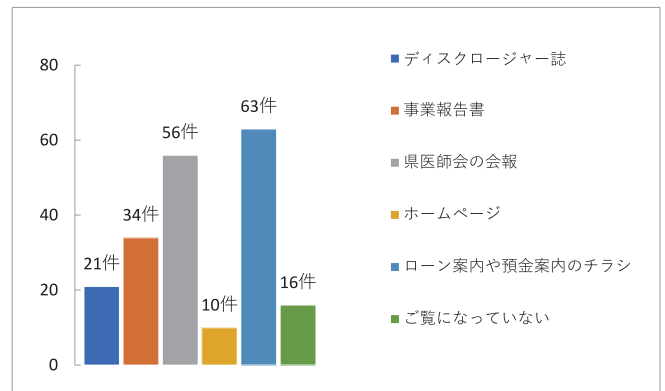
問3. 当組合をご利用いただくメリットはどこにあると感じますか（○はいくつでも）



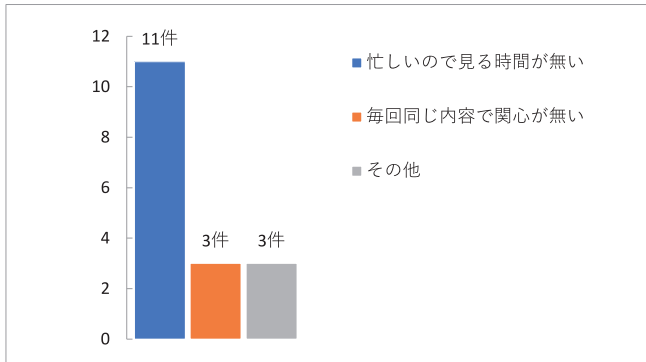
問4. 当組合にどのようなことを期待しますか（○はいくつでも）



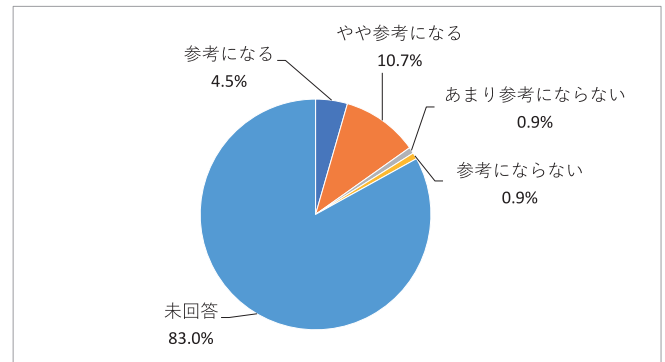
問5. 組合の資料のうちご覧いただいているものは（○はいくつでも）



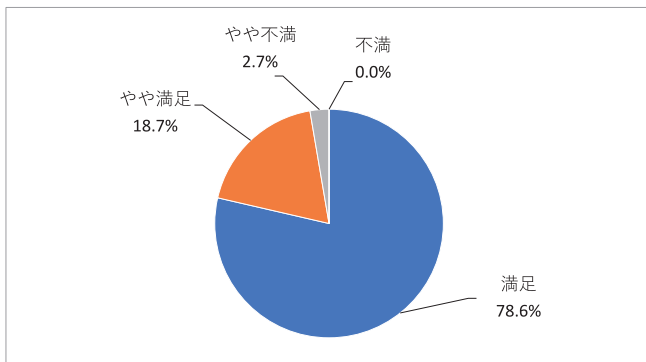
問6. 前の質問で「ご覧になっていない」と回答された方にお尋ねします（〇はいくつでも）



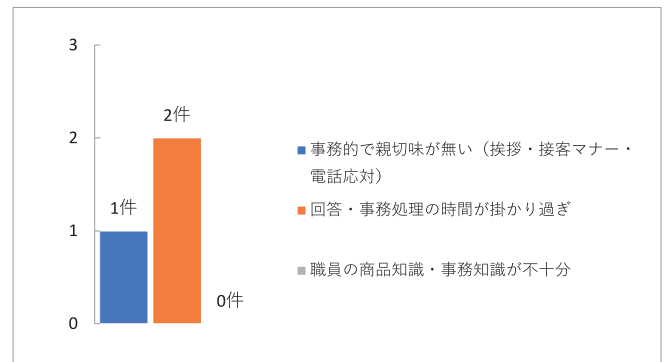
問7. ホームページをご覧になっている方にお尋ねします（〇は1つ）



問8. 職員の窓口対応・電話対応についてお尋ねします（〇は1つ）

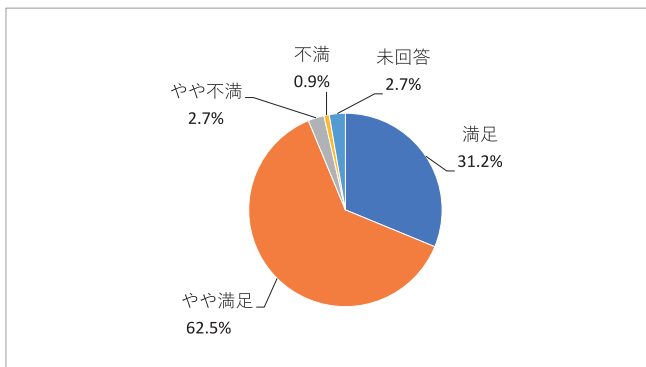


問9. 前の質問で「やや不満・不満」と回答された方にお尋ねします
ご不満の内容・出来事はどのようなものでしたか
（〇はいくつでも）

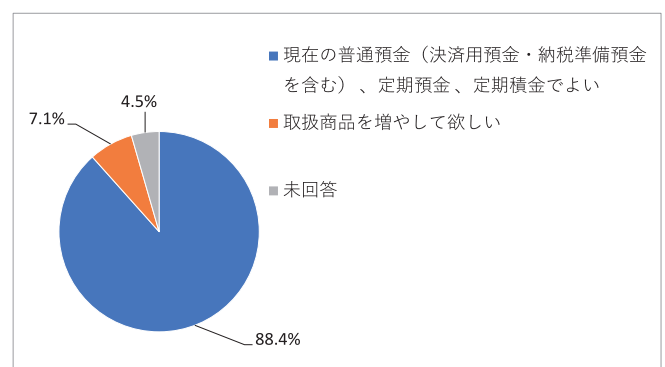


【預金取引について】

問10. 預金利率について（〇は1つ）

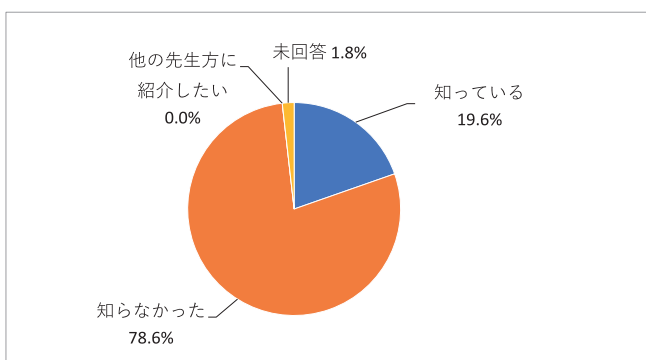


問11. 商品内容について（どちらかに〇）



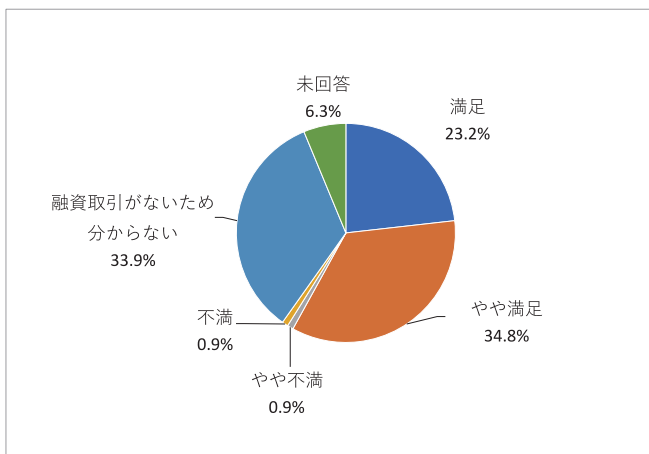
問12. 新型定期預金「トゥモロー」(新規組合員の先生向け・300万円まで年1%)について(〇は1つまたは2つ)

【取扱期間：令和4年11月1日～令和5年10月31日】

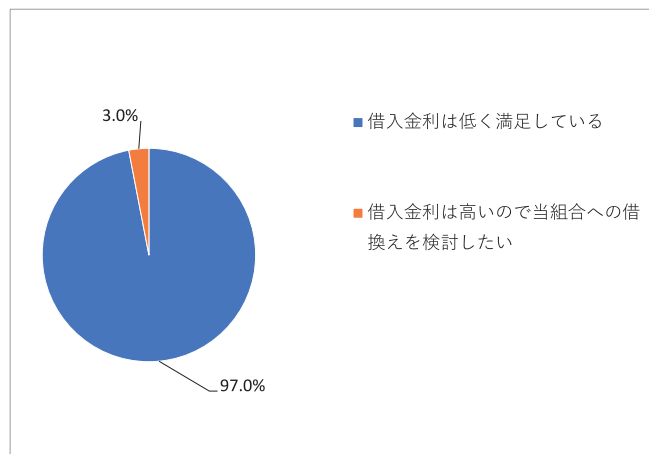


【融資取引について】

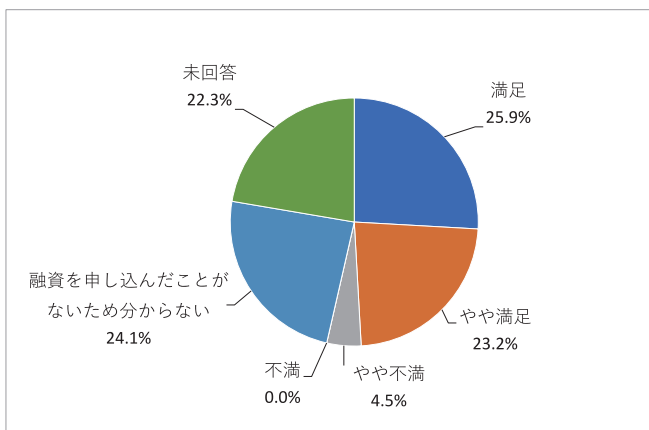
問13. 融資利率について（〇は1つ）



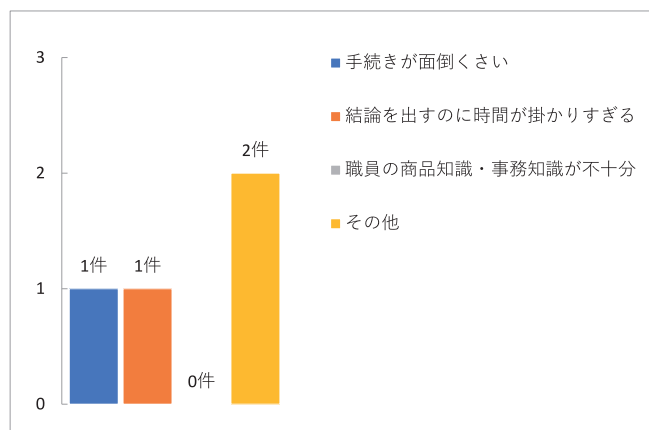
問14. 他金融機関でご融資のある方にお尋ねします（〇は1つ）



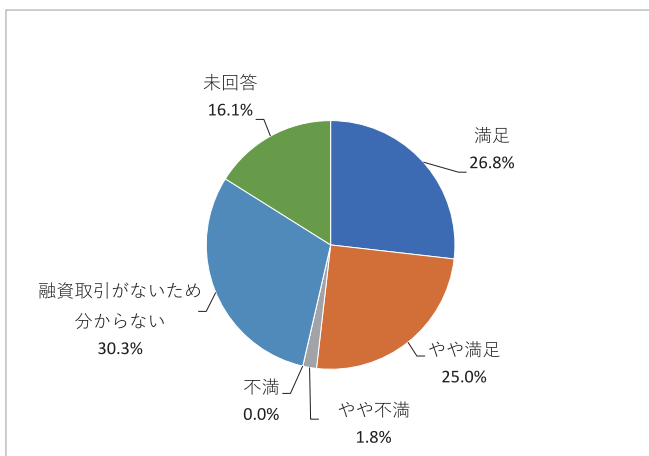
問15. 融資お申込みにに対する対応はいかがですか（〇は1つ）



問16. 前の質問で「やや不満・不満」と回答された方にお尋ねします
ご不満の内容・出来事はどのようなものでしたか（〇はいくつでも）

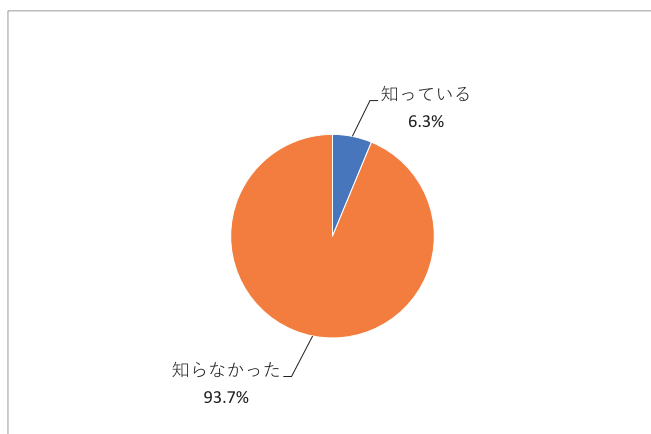


問17. 融資における商品内容についてお尋ねします（〇は1つ）

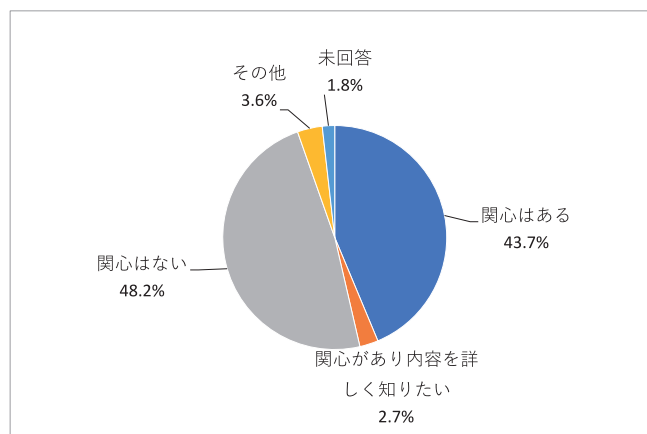


【 遺言信託代理店業務について 】

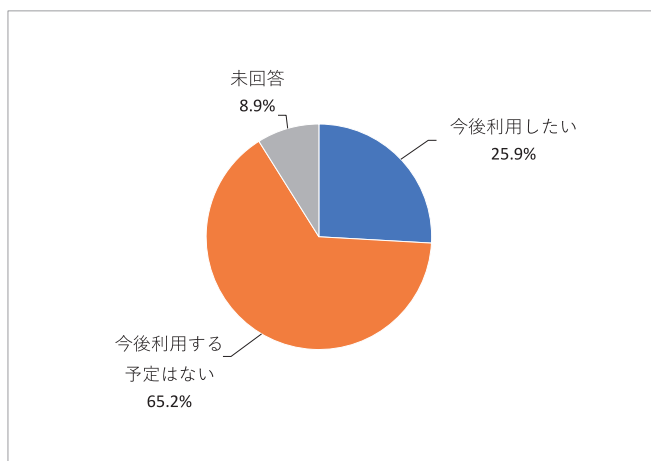
問18. 当組合が遺言信託の代理店業務を行っていることをご存じですか(〇は1つ)



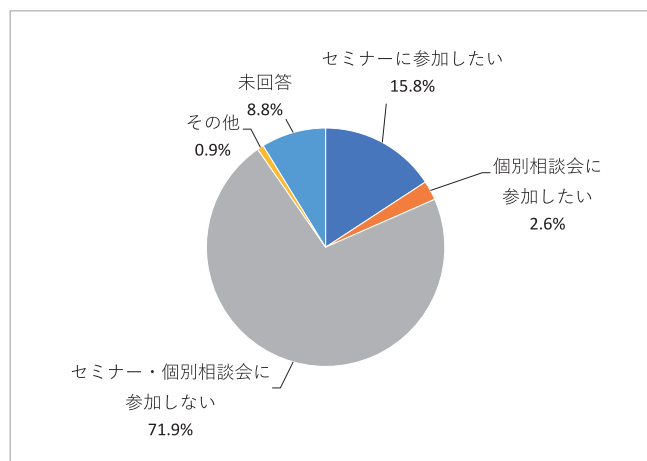
問19. 遺言信託について関心はありますか (〇は1つ)



問20. 遺言信託のご利用について (〇は1つ)

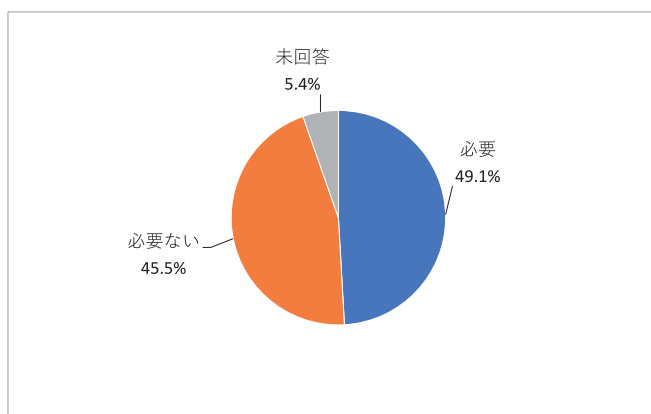


問21. 遺言信託セミナー開催について (〇は1つ)

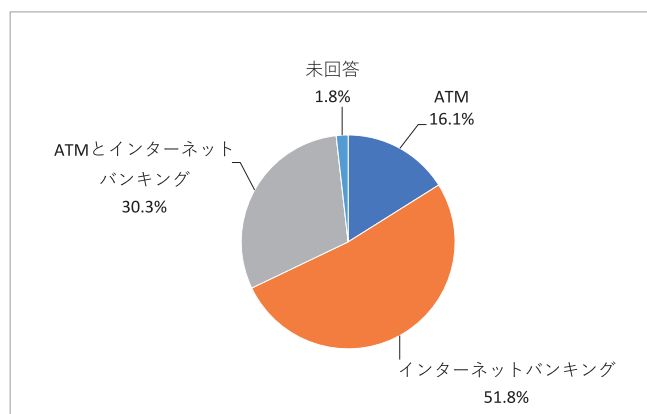


【ATM・インターネットバンキングの必要性について】

問22. 当組合において、ATMやインターネットバンキングが必要かどうかお尋ねします (〇は1つ)



問23. 前の質問で「必要」と回答された方にお尋ねします
その場合、どのようなサービスが必要ですか (〇は1つ)



引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」並びに「金融再生法に基づく開示」で規定されております法定開示項目です。

■ごあいさつ	2	42. 貸出金種類別平均残高 *	13
【概況・組織】		43. 貸出金業種別残高・構成比 *	13
1. 事業方針	3、4	44. 貸出金金利区分別残高 *	13
令和4年度 経営環境・事業概況		45. 消費者ローン・住宅ローン残高	13
当組合の顧客保護への取組		46. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	13
報酬体系の開示に関する事項 *		47. 貸出金使途別残高 *	14
2. 事業の組織 *	2	48. 代理貸付残高の内訳	21
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *	3	【有価証券に関する指標】	
4. 組合員数	4	49. 商品有価証券の種類別平均残高 *	取扱いなし
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *	24	50. 預証率(期末・期中平均) *	12
6. 地区一覧	24	51. 有価証券の種類別平均残高 *	13
7. 自動機器設置状況	24	52. 有価証券種類別残存期間別残高 *	13
8. 子会社の状況	24	【経営管理体制に関する事項】	
【主要事業内容】		53. リスク管理体制 *	15、16、17、18、19、20
9. 主要な事業の内容 *	24	54. 法令遵守の体制 *	21
10. 信用組合の代理業者 *	取扱いなし	55. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況 *	22
【業務に関する事項】		56. 経営者保証に関するガイドラインへの取組方針及び その取組状況	22
11. 事業の概況 *	3	57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	23
12. 経常収益 *	8		
13. 経常利益(損失) *	8	資料編	
14. 当期純利益(損失) *	8	(自己資本比率規制に関する事項を含む)	
15. 業務純益	9	【財産の状況】	
16. 預金積金残高 *	11	58. 貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分(損失金処理)計算書 *	5、6、7、8
17. 貸出金残高 *	11	59. 先物取引の時価情報	9
18. 有価証券残高 *	11	60. オフバランス取引の状況	9
19. 総資産額 *	11	61. 有価証券の時価等情報	9
20. 純資産額 *	11	62. 自己資本の構成に関する事項(自己資本比率明細) *	10
21. 単体自己資本比率 *	11	63. 有価証券、金銭の信託等の評価 *	11、12
22. 出資総額、出資総口数 *	11	64. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *	14
23. 出資配当金 *	11	65. 貸出金償却の額 *	14
24. 職員数 *	11	66. 協法開示債権(リスク管理債権)及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	14
【主要業務に関する指標】		67. 自己資本調達手段	16
25. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 *	8	68. 自己資本の充実度に関する評価方法	16
26. 業務粗利益及び業務粗利益率 *	8	69. 外貨建資産残高	21
27. 経費の内訳	9	70. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	21
28. 役務取引の状況	9	71. 法定監査の状況	21
29. 受取利息、支払利息の増減 *	9	72. オプション取引の時価情報	取扱いなし
30. 総資産経常利益率 *	9	【その他の業務】	
31. 総資産当期純利益率 *	9	73. 外国為替取扱実績	21
32. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り、資金利鞘 *	9	74. 公共債引受額	21
【預金に関する指標】		75. 公共債売却実績	21
33. 1店舗当り預金残高	12	76. 公庫・事業団等別貸出残高構成比	21
34. 職員1人当り預金残高	12	77. 手数料一覧	24
35. 預金種目別平均残高 *	12	78. 内国為替取扱実績	24
36. 預金者別預金残高	12	【その他】	
37. 財形貯蓄残高	12	79. 沿革・歩み	2
38. 定期預金種類別残高 *	12	80. 経営環境	3
【貸出金等に関する指標】		81. 第59期通常総会について	4
39. 預貸率(期末・期中平均) *	12	82. トピックス	24
40. 1店舗当り貸出金残高	12	83. お客様ご利用アンケート実施結果について	25、26、27、28
41. 職員1人当り貸出金残高	12		

石川県医師信用組合

〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目48番地
TEL(076)239-0126 FAX(076)239-0487
URL <https://www.ishikawaishishin.co.jp>